１　組織・条例関係

１－１　甘楽町防災会議条例

昭和 38 年２月５日　条例第２号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、甘楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）甘楽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

（２）群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

（３）群馬県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

（４）町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）副町長及び教育長

（６）消防団長及び副団長

（７）富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部消防長及び甘楽分署長

（８）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

（９）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

（10）前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者

６　前項各号の委員の総数は、40 人以内とする。

７　第５項第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（部会）
第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 60 年 12 月 25 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年６月 30 日条例第 21 号）

この条例は、平成９年７月１日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 22 日条例第７号抄）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則(平成 24 年 12 月 14 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年９月 19 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－２　甘楽町防災会議委員名簿

No.	区分	役職名	備考
1	会長	甘楽町長	
2	1 号	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 総括地域防災調整官	
3		陸上自衛隊 新町駐屯地 第 12 施設隊隊長	
4	2 号	富岡土木事務所長	
5		富岡保健福祉事務所長	
6		富岡行政県税事務所長	
7	3 号	富岡警察署長	
8	4 号	甘楽町総務課長	
9		甘楽町企画課長	
10		甘楽町住民課長	
11		甘楽町健康課長	
12		甘楽町産業課長	
13		甘楽町建設課長	
14		甘楽町水道課長	
15		甘楽町会計課長	
16		甘楽町学校教育課長	
17		甘楽町社会教育課長	
18		甘楽町議会事務局長	
19	5 号	甘楽町副町長	
20		甘楽町教育長	
21	6 号	甘楽町消防団長	
22		甘楽町消防団副団長	
23	7 号	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合　消防本部消防長	
24		富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合　富岡消防署甘楽分署長	
25	8 号	日本郵便株式会社小幡郵便局長	
26		日本郵便株式会社甘楽秋畑郵便局長	
27		日本郵便株式会社福島郵便局長	
28		日本郵便株式会社新屋郵便局長	
29	9 号	甘楽町議会議長	
30		甘楽町議会総務文教常任委員長	
31		甘楽町区長会会長	
32		甘楽町区長会副会長	
33		甘楽町区長会理事	（２名）
35	10 号	（社福）甘楽町社会福祉協議会長	
36		甘楽町建設業協会会長	
37		甘楽町くらしの会会長	
38		甘楽町食生活改善推進協議会長	
39		甘楽町ボランティア連絡協議会長	

１－３　甘楽町災害対策本部条例

平成 24 年 12 月 14 日 条例第 23 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、甘楽町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

４　災害対策本部長は町長とし、災害対策副本部長は副町長をもって充てる。

（班）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

２　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

４　班長は、班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２　協定関係

○協定一覧表

No.	協定名	締結先	締結年月日
2-1	災害時の相互応援協定	富岡市	平成7年5月29日
2-2	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	東京都北区	平成7年10月21日
2-3	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	富岡警察署	平成9年5月22日
2-4	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年3月27日
2-5	富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書	富岡市・下仁田町・南牧村	平成18年3月27日
2-6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年2月10日
2-7	災害時における飲料水の提供に関する協定書	株式会社　伊藤園	平成23年3月2日
2-8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人　甘楽町社会福祉協議会	平成23年4月1日
2-9	甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	甘楽町建設業協会	平成23年12月21日
2-10	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平成24年3月14日
2-11	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団甘楽町分団	平成25年7月17日
2-12	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	平成26年4月1日
2-13	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング 株式会社	平成26年4月11日
2-14	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープぐんま	平成26年4月28日
2-15	西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定	藤岡市・富岡市・安中市・神流町・下仁田町・上野村・南牧村	平成26年10月2日
2-16	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	一般財団法人 群馬県LPガス協会 富岡支部	平成27年9月2日
2-17	災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定	高崎郵便局長・小幡郵便局長・甘楽秋畑郵便局長・新屋郵便局長・福島郵便局長	平成29年3月30日
2-18	地域における協力に関する協定	高崎郵便局長・小幡郵便局長・甘楽秋畑郵便局長 新屋郵便局長・福島郵便局長	平成29年3月30日

２－１　災害時の相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、富岡市長（以下「甲」という。）と甘楽町長（以下「乙」という。）との協議により、富岡市又は甘楽町において、災害が発生し、被災団体独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条第１項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

（２）生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職等の職員等の応援

（５）前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第４条　応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号に掲げるものの品名、数量等

（３）前条第４号に掲げるものの職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第５条　甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第６条　応援団体の職員等は、被災団体の首長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った団体の負担とする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に定める連絡担当部課が協議して定めるものとする。

第 10 条　この協定は、平成７年５月 29 日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその１通を保有するものとする。

平成７年５月 29 日

甲　富岡市長

乙　甘楽町長

２－２　北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　北区並びに甘楽町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　北区並びに甘楽町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続き）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）次条第３号に掲げるものの職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供

（２）医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供または貸与

（３）医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（４）被災者の一時収容のための施設の提供

（５）その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害

補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応援治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

（食料・情報の交換）

第７条　北区並びに甘楽町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年 10 月 21 日

東京都北区長　　　　　　群馬県甘楽町長

２－３　災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

甘楽町長（以下「甲」という。）と富岡警察署長（以下「乙」という。）とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通確保のため、警察官の補助者として甘楽町交通指導員（以下「交通指導員」という。）の運用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

（協力要請）

第２条　災害が発生し、富岡警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

（出動要請）

第３条　甲は、この要請を受けたときは、交通指導員に出動要請するものとする。

（業務の実施）

第４条　交通指導員は、緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

（災害補償）

第５条　交通指導員が、公務上の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する。

（費用負担）

第６条　乙が甲に要請し出勤した交通指導員にかかる経費（前条に定める経費を除く。）については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成９年５月 22 日

甲 甘楽町長

乙 富岡警察署長

２－４　群馬県防災航空隊支援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）が、群馬県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の応援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

（適用区域）

第２条　本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が応援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

（応援出動の要請）

第３条　この協定に基づく応援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航が必要と認める場合に、群馬県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）市町村等の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合

（２）災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（３）防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合

（４）その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

（応援出動の要請の方法）

第４条　応援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）応援の種別

（２）災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況

（３）災害現場の気象状況

（４）災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

（５）場外離着陸場の場所及び地上支援体制

（６）その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

２　前条の規定による応援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

（市町村長等と防災航空隊との連携）

第６条　前条第１項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）
第７条　応援出動の要請に基づき防災航空隊員（消防本部派遣職員に限る）が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地の消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定（昭和 50 年 12 月８日付締結）第３条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。
（経費負担等）
第８条　この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。
（その他）
第９条　この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。
（適用）
第 10 条　この協定は、平成 18 年３月 27 日から実施する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成 18 年３月 27 日

群　馬　県
群馬県知事
甘　楽　町
甘 楽 町長

２－５　富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づいて富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町（以下「協定団体」という。）の各市町村長は、消防の相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定団体相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

（相互応援の区分）

第２条　前条の目的を達成するため、協定団体は、次に掲げる区分によって消防団及び資機材（以下「消防団」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

（１）通常応援

協定団体の隣接する区域内に発生した火災を覚知したとき、その隣接する消防団により自動的に行うもの。

（２）特別応援

いずれかの協定団体の区域内に大火災が発生し、応援を特に必要とする場合で、災害地の市町村長の要請によって、他の協定団体が消防団等により行うもの。

（応援出場隊数）

第３条　応援の出場隊数は、通常応援を原則として一隊、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に即して応援を行う協定団体の消防団長が決定するものとする。

（特別応援の要請）

第４条　特別応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

（１）災害の概況及び応援を要請する理由

（２）応援を要請する消防団等の数

（３）活動内容及び集結場所

（４）誘導員又は担当責任者

（５）その他必要な事項

（応援の義務）

第５条　応援要請（通常応援を含む。）を受けた協定団体は、直ちに消防団を出場させるものとする。ただし、自己区域内の災害又はやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指揮権）

第６条　応援出場した消防団は、災害地の消防団長の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次による。

（1）応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定団体の負担とする。ただし、機材等で応援の要請により調達し、若しくは立て替えたものについては現物により、又はその経費は応援を受けた協定団体が負担するものとする。
（2）応援出場した消防団が長時間にわたり、業務に従事し資機材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定団体において現物により、又はその経費を負担するものとする。
（3）応援出場した消防団員が、応援消防業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援を行った団体の負担とする。
（4）応援消防団員が、応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定団体がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

（情報の交換）
第８条　協定団体は、この協定の適切な運用を期するため必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

（委任）
第９条　この協定による相互応援は、それぞれの消防団長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定団体消防団長が協議決定するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上決定するものとする。

（効力の発生）
第 11 条　この協定は、平成 18 年３月 27 日から効力を発生する。

この協定を証するため本書４通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 18 年３月 27 日

協定者
富岡市長
下仁田町長
南牧村長
甘楽町長

２－６　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、甘楽町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甘楽町において災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一 甘楽町において重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二 甘楽町に災害対策本部が設置された場合

三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一 一般被害状況に関すること

二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

三 その他甲または乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成 23 年２月４日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省　関東地方整備局長

乙）群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１－１
甘楽町長

２－７　災害時における飲料水の提供に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害時において、乙が甲に対し、飲料水の提供を行うことにつき必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（飲料水の提供）

第３条　甲は災害時に、被災者に対して飲料水の提供が必要となるときには、乙の営業拠点で保有する在庫飲料の提供協力を要請することができる。

２　前項の要請は、救援物資（飲料水）提供申請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

３　甲は災害時に、甲乙契約にかかる災害用自動販売機（以下「対象自販機」という。）内の商品の無償提供を乙に要請することができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（鍵の管理）

第５条　乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

２　甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。

３　甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が生じた場合、甲は乙に対し全ての賠償責任を負う。

（通知義務）

第６条　第３条第３項に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨並びに日付及び数量等を乙に通知しなければならない。

（費用負担）

第７条　第３条第１項に定める飲料水の提供により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、価格は、引渡しまでの運賃を含む災害等発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とする。

２　災害等について、その規模が著しく大きい場合は、甲乙協議の上前項に定める費用負担割合について変更することができる。

（運搬）

第８条　第３条第１項に定める飲料水提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行う。

２　甲は乙に対して、必要とする飲料の種類、日時、運搬場所等について文書をもって指示し、飲料の提供を求めることができるものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

（不可抗力等）

第９条　災害等発生時における飲料水提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第３条、第４条及び第６条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

（代金の支払）

第１０条　第３条第１項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金は、甲が負担する。

２　第３条第３項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金については無償提供とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期限）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は有効なものとする。

２　前項に定める終了の通知は、期間満了日の３箇月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成２３年３月２日

甲　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1
　　甘楽町長

乙　東京都渋谷区本町 3 丁目 47 番 10 号
　　株式会社 伊藤園
　　総務部長

２－８　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と社会福祉法人　甘楽町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甘楽町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第３条　甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、甘楽町総合福祉センター（併設ディサービスセンターを含む）とする。

（手続き）

第５条　第３条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介護者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入れ可能人数の把握）
第１０条　甲は平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２４年３月３１までとする。ただし、期間満了の２月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年４月１日
（甲）群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１番地１
甘楽町長
（乙）群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉１３９５番地１
社会福祉法人　甘楽町社会福祉協議会
会長

２－９　甘楽町災害応急対策業務に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）とは災害が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第１条　この協定は、甲が管理する区域内の公共土木施設及び公共建物等の機能の確保及び回復のため、応急対策業務に関する甲と乙との実施事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

２　乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第３条　乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が必要に応じ負担する。

（損害賠償）

第４条　第２条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（雑則）

第５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

１　この協定は、平成２３年１２月２１日から適用する。

２　この協定の成立を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれその１通を所持するものとする。

平成２３年１２月２１日

甲　甘楽町大字小幡１６１番地１
甘楽町長

乙　甘楽町大字福島１６９８番地１
甘楽町建設業協会長

２－10　災害時における生活物資の供給協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（１）日用品等の生活必需品

（２）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年３月１４日

甲　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１番地１
甘楽町長

乙　群馬県高崎市高関町３８０
株式会社　カインズ
代表取締役

２－11　災害時非常無線通信の協力に関する協定書

甘楽町長（以下「甲」という。）と群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団甘楽分団長（以下「乙」という。）は、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第４号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協定の要請等）

第２条　甲は甘楽町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について、乙の協力を必要とするときは、乙の協力を要請することができる。

２　前項により要請を受けた乙は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協議事項）

第３条　この協定の実施について、疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定機関）

第４条　この協定は、協定書締結の日から１年間とし、協定期間満了の１か月前までに双方いずれかから協定解除の申入れがない場合、更に１年間自動更新し以後も同様とする。

甲乙この協定成立を証するため、協定書２通を作成し、双方押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年７月１７日

甲　甘楽町大字小幡１６１－１
甘楽町長
乙　甘楽町金井３１７－２
群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団
甘楽分団長

２－12　大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書（申し合わせ）

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所（以下「甲」という。）と甘楽町（以下「乙」という。）とは、その行政地区において大規模土砂災害等に備えた相互協力について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模土砂災害時等に備え甲乙相互に協力し、有事における減災活動や災害対応等が円滑に進むことを目的とする。

（協力内容）

第２条　相互に協力する内容については、次の通りとする。

（１）危機管理計画の作成（情報収集・伝達）

（２）防災に関する資料等の企画作成（防災業務計画の見直し、ハザードマップの作成等）

（３）防災訓練等の実施

（４）平常時における防災意識向上に関する活動（講演会等）

（５）その他相互に必要と認めた活動

なお、この具体的な内容については、相互に協議し、段階的に進めることとする。

（体制）

第３条　甲と乙は、第２条を進めるに当たって協議会等を設置し、情報交換を行うこととする。

（有効期限）

第４条　この協定期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの期間とする。

ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって１年間延長するものとし、以後この例により、継続するものとする。

（疑義の決定）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき、更にこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　国土交通省　関東地方整備局　利根川水系砂防事務所長

乙　群馬県　甘楽町長

２－13　災害時における救援物資提供に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　震度５弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲に対策本部が設置され、その対策本部から災害物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

（２）乙は、第１項の要請があった時、災害支援型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（３）対象の自販機は別紙添付リストによる。

（４）乙は、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。

（５）前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は都度、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（要請の手続き）

第３条　この協定による要請を行う時は、緊急物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって延長するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成２６年４月１１日

甲　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１－１
甘楽町　町長

乙　群馬県高崎市八幡町１９０－１
三国コカ・コーラボトリング株式会社
群馬支社長

２－14　災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甘楽町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請）

第３条　災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

２　前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第４条　災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

（費用）

第５条　前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

（情報の収集及び提供）

第７条　甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

２　甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生日）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年４月２８日

甲　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１番地１
甘楽町長

乙　群馬県桐生市相生町一丁目１１１番地
生活協同組合コープぐんま
理 事 長

２－15　西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、西毛地域水道事業者協議会に所属する構成員（以下「会員」という。）が災害の発生により被災し、当該会員のみでは十分な応急措置ができない場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第３条　会員は、あらかじめこの協定に基づく相互応援の連絡窓口として、連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときの情報交換及び応援の要請等は、この連絡担当部課を通じて行うものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）応急給水に必要な資機材、物資及び車両等の提供

（２）施設の応急復旧に必要な資機材、物資及び車両等の提供

（３）応急給水及び応急復旧に必要な職員の派遣

（４）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第５条　災害を受け、他の会員の応援を要請しようとする会員（以下「被災会員」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、別に定める応援要請手続きにより応援を要請するものとし、要請を受けた会員（以下「応援会員」という。）は極力これに応じ援助に努めるものとする。

２　応援の要請は、被災会員が次の各号に掲げる事項を明示し、口頭又は電話、電信その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援会員に文書を送付するものとする。

（１）被災状況

（２）応援に必要な資機材、物資及び車両並びに職種別人員

（３）応援を受ける場所

（４）応援を受ける期間

（５）前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

（応援経費の負担）

第６条　この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他別段の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

（連絡会議）

第７条　この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要により幹事市は、連絡会議を開くものとする。

２　連絡会議は、西毛地域水道事業者協議会に属する市町村で構成するものとする。

（資料の交換）
第８条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を随時相互に交換するものとする。
（実施細目）
第９条　この協定の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。
（その他）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの内容に疑義若しくは変更する必要が生じた場合はその都度協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成２６年１０月２日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書８通を作成し、各自記名押印のうえ、その１通を保有するものとする。

平成２６年１０月２日

藤岡市　市長
富岡市　市長
安中市　市長
神流町　町長
下仁田町　町長
甘楽町　町長
上野村　村長
南牧村　村長

２－16　災害時におけるＬＰガス等供給協力に関する協定書

甘楽町長 茂原荘一（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県ＬＰガス協会富岡支部長 高間孝行（以下「乙」という。）は、災害時におけるＬＰガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甘楽町において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にＬＰガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのＬＰガスの供給について、協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに可能の限り優先的に協力するものとする。

２　乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、ＬＰガス及びＬＰガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

（引渡し）

第４条　甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

（費用負担）

第５条　前条の規定により、乙が供給したＬＰガスの代金については、甲が負担するものとする。

（情報の提供等）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとし、期間満了１ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに１年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２７年 9月 2日

甲　群馬県甘楽町大字小幡１６１－１
甘楽町長

乙　富岡市富岡２７７２－１
一般社団法人群馬県ＬＰガス協会富岡支部
支部長

２－17　災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社高崎郵便局、小幡郵便局、甘楽秋畑郵便局、新屋郵便局及び福島郵便局（以下「乙」という。）は、甘楽町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、甘楽町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　甘楽町　総務課長
乙　日本郵便株式会社　高崎郵便局　総務部長
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年３月３０日

甲　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１番地１
甘楽町長

乙　群馬県高崎市高松町５番地６
日本郵便株式会社
高崎郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡７２７番地３
日本郵便株式会社
小幡郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑１５１５番地１
日本郵便株式会社
甘楽秋畑郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字金井５３７番地１
日本郵便株式会社
新屋郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字福島１０９１番地
日本郵便株式会社
福島郵便局長

２－18　地域における協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社高崎郵便局、小幡郵便局、甘楽秋畑郵便局、新屋郵便局及び福島郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙は、甘楽町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（１）高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

（２）道路及び漏水等の異状を発見した場合

（３）不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

（４）適切な管理が行われていない家屋等を発見した場合

２　前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。ただし、住民生活に危険があると判断された場合はこの限りではない。

（情報提供の方法）

第３条　乙は、別に定める様式により甲へ情報提供するものとする。ただし、乙が緊急を要するとした場合は、電話等で行うことができる。

（免責）

第４条　乙は、前条第１項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第５条　乙はこの協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、業務上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書６通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年３月３０日

甲　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡１６１番地１
甘楽町長

乙　群馬県高崎市高松町５番地６
日本郵便株式会社
高崎郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡７２７番地３
日本郵便株式会社
小幡郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑１５１５番地１
日本郵便株式会社
甘楽秋畑郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字金井５３７番地１
日本郵便株式会社
新屋郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字福島１０９１番地
日本郵便株式会社
福島郵便局長

3　災害危険区域関係

3－1　土石流危険渓流

区　分	渓流数	内　容
危険渓流Ⅰ	23	３度以上(火山砂防地域では２度)の傾きがある渓流のうち、土石流が発生した場合に被害が予想される人家が５戸以上、または公共施設や社会福祉施設などのある場所に土砂が流入する渓流
危険渓流Ⅱ	19	「Ⅰ」と同様の傾きがある渓流のうち、土石流が発生した場合に被害が予想される人家が１戸以上５戸未満ある場所に土砂が流入する渓流
準ずる渓流Ｊ	9	「Ⅰ」、「Ⅱ」と同様の傾きがある渓流のうち、調査時点では人家がないものの、今後住宅などの立地の可能性があると考えられる区域に流入する渓流

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	大字（字）
384-Ⅰ-001	Ⅰ	利根川	雄川	掘沢川	小幡（町谷）
384-Ⅰ-002	Ⅰ	利根川	雄川	水越沢川	轟
384-Ⅰ-003	Ⅰ	利根川	雄川	西萩沢	秋畑（西萩）
384-Ⅰ-004	Ⅰ	利根川	雄川	森戸川	秋畑（内久保）
384-Ⅰ-005	Ⅰ	利根川	雄川	ごろた沢	秋畑（内久保）
384-Ⅰ-006	Ⅰ	利根川	雄川	雄川	秋畑（那須）
384-Ⅰ-007	Ⅰ	利根川	雄川	足ノ萱沢川	秋畑（河振）
384-Ⅰ-008	Ⅰ	利根川	雄川	地神平沢	秋畑（那須）
384-Ⅰ-009	Ⅰ	利根川	雄川	谷津ケ堀沢	秋畑（来波）
384-Ⅰ-010	Ⅰ	利根川	雄川	浦山沢川	秋畑（内久保）
384-Ⅰ-011	Ⅰ	利根川	赤谷川	伏鹿沢	秋畑（赤谷）
384-Ⅰ-012	Ⅰ	利根川	赤谷川	入山川	秋畑（入山）
384-Ⅰ-013	Ⅰ	利根川	赤谷川	谷ノ口川	秋畑（谷ノ口）
384-Ⅰ-014	Ⅰ	利根川	赤谷川	谷ノ口東沢	秋畑（谷ノ口）
384-Ⅰ-015	Ⅰ	利根川	赤谷川	栗ノ沢川	秋畑（赤谷平）
384-Ⅰ-016	Ⅰ	利根川	赤谷川	峯ノ沢川	秋畑（峰）
384-Ⅰ-017	Ⅰ	利根川	雄川	萩ノ久保沢	秋畑（萩の久保）
384-Ⅰ-018	Ⅰ	利根川	雄川	裏根川	秋畑（裏根）
384-Ⅰ-019	Ⅰ	利根川	下川	城中沢	国峰（城）
384-Ⅰ-020	Ⅰ	利根川	下川	大光寺東川	国峰（大光寺）
384-Ⅰ-021	Ⅰ	利根川	下川	日向沢	国峰（日向）

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	大字（字）
384-Ⅰ-022	Ⅰ	利根川	下川	永洲中西沢	国峰（永州）
384-Ⅰ-023	Ⅰ	利根川	下川	永洲中東沢	国峰（永州）
384-Ⅱ-001	Ⅱ	利根川	天引川	下鳥谷沢	天引（下鳥屋）
384-Ⅱ-002	Ⅱ	利根川	天引川	上鳥屋南下沢	天引（上鳥屋）
384-Ⅱ-003	Ⅱ	利根川	天引川	上鳥屋南上沢	天引（上鳥屋）
384-Ⅱ-004	Ⅱ	利根川	天引川	天引川	天引（上鳥屋）
384-Ⅱ-005	Ⅱ	利根川	雄川	八丁河原沢	秋畑（河振）
384-Ⅱ-006	Ⅱ	利根川	雄川	大石平沢	秋畑（那須）
384-Ⅱ-007	Ⅱ	利根川	雄川	御宮沢	秋畑（那須）
384-Ⅱ-008	Ⅱ	利根川	雄川	河振沢	秋畑（河振）
384-Ⅱ-009	Ⅱ	利根川	赤谷川	入山南沢	秋畑（入山）
384-Ⅱ-010	Ⅱ	利根川	赤谷川	谷ノ口東沢	秋畑（谷ノ口）
384-Ⅱ-011	Ⅱ	利根川	赤谷川	谷ノ口東沢	秋畑（百々瀬）
384-Ⅱ-012	Ⅱ	利根川	雄川	丸山沢	秋畑（小平）
384-Ⅱ-013	Ⅱ	利根川	雄川	小平小沢	秋畑（裏根）
384-Ⅱ-014	Ⅱ	利根川	雄川	小平沢	秋畑（裏根）
384-Ⅱ-015	Ⅱ	利根川	下川	城川	国峰（城）
384-Ⅱ-016	Ⅱ	利根川	下川	大光寺川	国峰（大光寺）
384-Ⅱ-017	Ⅱ	利根川	下川	竹ノ内沢	国峰（竹ノ内）
384-Ⅱ-018	Ⅱ	利根川	下川	竹ノ内中沢	国峰（竹ノ内）
384-Ⅱ-019	Ⅱ	利根川	下川	永州西沢	国峰（永洲）
384-Ｊ-001	Ｊ	利根川	天引川	入木屋沢	天引（田口）
384-Ｊ-002	Ｊ	利根川	天引川	入木屋北沢	天引（田口）
384-Ｊ-003	Ｊ	利根川	雄川	仙洞院沢	小幡（光善入、仙洞院）
384-Ｊ-004	Ｊ	利根川	雄川	入道谷沢	小幡（光善入、仙洞院、紅葉山）
384-Ｊ-005	Ｊ	利根川	雄川	光善入沢	小幡（紅葉山、丸山）
384-Ｊ-006	Ｊ	利根川	雄川	富士ノ越沢	小幡・轟
384-Ｊ-007	Ｊ	利根川	下川	茂木沢	国峰（日向）
384-Ｊ-008	Ｊ	利根川	下川	日向西沢	国峰（日向）
384-Ｊ-009	Ｊ	利根川	下川	永洲東沢	国峰（永州、中沢）

３－２　地すべり危険個所・地すべり防止区域

区　分	区域名	河川名	所在地	指定面積	指定年月日	備　考
土木関係	那須	雄川	秋畑	53.0ha	S36.4.8	危険個所 防止区域
	荻の久保	雄川	秋畑	15.4ha	S54.3.16	危険個所 防止区域
	那須南	八丁川原沢	秋畑	14.8ha	無	危険個所
	河振南	八丁川原沢	秋畑	31.5ha	無	危険個所
	滝ノ沢	雄川	秋畑	45.6ha	無	危険個所
	入山	雄川	秋畑	13.2ha	無	危険個所
	枇杷ノ沢	雄川	秋畑	4.7ha	無	危険個所
	日向	大川	国峰	8.9ha	無	危険個所
林務関係	梅ノ木入	雄川	秋畑	31.5ha	S38.1.21	防止区域
	栗ノ沢	赤谷川	秋畑	16.2ha	S61.3.17	防止区域
	二ツ石	赤谷川	秋畑	6.0ha	H15.2.25	防止区域
	内久保	犬ノ沢	秋畑	20.6ha	H20.11.19	防止区域
耕地関係	河振	雄川	秋畑	30.2ha	S47.3.24	防止区域

３－３　急傾斜地崩壊危険区域

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

No.	整理番号	区域名	大字	字	指定年月日	告示番号
1	15-	裏根	秋畑	森下、大日	S47.10.20	582
2	20-	東梅の木平	秋畑	東梅の木平	S48.8.10	470
3	20-2	東梅の木平(追加)	秋畑	東梅の木平	S52.2.22	158
4	20-3	東梅の木平(追加)	秋畑	東梅の木平	S54.12.11	910
5	20-4	東梅の木平(追加)	秋畑	東梅の木平	H11.7.6	427
6	35-	赤谷	秋畑	赤谷	S50.12.9	802
7	35-	赤谷(追加)	秋畑	赤谷	S52.2.22	158
8	183-	谷の口	秋畑	谷の口	S56.4.3	236
9	183-2	谷の口(追加)	秋畑	谷の口	S61.8.19	590
10	226-	来波	秋畑	来波	S57.4.1	291
11	311-	滝の沢	秋畑	滝ノ沢	S61.8.19	590
12	319-	上来波	秋畑	柳平、来波	S62.6.9	417
13	319-2	上来波(追加)	秋畑	柳平、来波	S62.6.9	333
14	339-	谷	轟	日向、厳島、谷ノ上	S62.10.16	780
15	339-2	谷(追加)	轟	日向、厳島、谷ノ上	H1.8.22	747
16	340-	内久保	秋畑	北平、内久保	S62.10.16	780
17	349-	栗の沢	秋畑	上の谷戸、栗の沢	S63.4.22	333
18	378-	久保	天引	久保	H1.8.22	747
19	431-	入山	秋畑	入山	H4.3.3	162
20	431-2	入山(追加)	秋畑	入山	H14.12.3	605
21	448-	赤谷平	秋畑	赤谷平	H5.1.26	61
22	472-	板穴	秋畑	御宮澤	H6.11.22	646
23	499-	西梅ノ木平	秋畑	西梅ノ木平、伏鹿	H9.4.22	312
24	578-	御宮澤	秋畑	御宮澤	H15.1.17	46

3－4 急傾斜地崩壊危険箇所

（平成 14 年度発表）

区　　分	個所数	内　　容
危険箇所Ⅰ	30	傾斜度 30 度以上、高さ５m以上の斜面のうち、がけ崩れが発生した場合に被害が予想される人家が５戸以上、または公共籍設や社会福祉施設がある斜面
危険箇所Ⅱ	43	「Ⅰ」と同様の傾きや高さがある斜面のうち、がけ崩れが発生した場合に被害が予想される人家が１～４戸ある斜面
準ずる箇所Ⅲ	15	「Ⅰ」、「Ⅱ」と同様の傾きや高さがある斜面のうち、調査時点では人家がないものの、今後人家や観光宿泊施設等が建設される可能性が高い斜面
計	88	

（平成 14 年度発表）

No.	危険度区分	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
1	Ⅰ	32	0710	秋畑	梅の木入
2	Ⅰ	32	0711	秋畑	足の萱
3	Ⅰ	32	0712	秋畑	大入
4	Ⅰ	32	0713	秋畑	御宮沢
5	Ⅰ	32	0714	秋畑	板穴
6	Ⅰ	32	0715	秋畑	上来波
7	Ⅰ	32	0716	秋畑	来波
8	Ⅰ	32	0717	秋畑	内久保
9	Ⅰ	33	0718	秋畑	滝の沢(B)
10	Ⅰ	33	0719	秋畑	滝の沢
11	Ⅰ	33	0720	秋畑	入山
12	Ⅰ	33	0721	秋畑	谷の口
13	Ⅰ	33	0722	秋畑	赤谷
14	Ⅰ	33	0723	秋畑	赤谷平
15	Ⅰ	33	0724	秋畑	粟上
16	Ⅰ	33	0725	秋畑	粟の沢
17	Ⅰ	33	0726	秋畑	西梅ノ木平
18	Ⅰ	33	0727	秋畑	東梅ノ木平
19	Ⅰ	33	0728	秋畑	戦場
20	Ⅰ	33	0729	秋畑	裏根
21	Ⅰ	33	0730	轟	谷
22	Ⅰ	33	0731	天引	久保

No.	危険度区分	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
23	I	33	0732	秋畑	来波 1
24	I	33	0733	国峰	大光寺 3
25	I	33	0734	善慶寺	御台面 1
26	I	33	0735	秋畑	西荻 1
27	I	33	0736	秋畑	琴平山 1
28	I	33	0737	白倉	東天寺 1
29	I	33	0738	天引	久保 2
30	I	33	0739	轟	轟 1
31	II	44	2975	秋畑	川振
32	II	44	2976	秋畑	大久保 1
33	II	44	2977	秋畑	谷ノ口 1
34	II	44	2978	秋畑	沼久保 1
35	II	44	2979	秋畑	坂穴 2
36	II	44	2980	秋畑	来波 2
37	II	45	2981	国峰	大光寺 1
38	II	45	2982	国峰	大光寺 2
39	II	45	2983	国峰	恩田 1
40	II	45	2984	国峰	中沢 1
41	II	45	2985	国峰	中沢 2
42	II	45	2986	国峰	中沢 3
43	II	45	2987	国峰	中沢 4
44	II	46	2988	国峰	大光寺 4
45	II	46	2989	善慶寺	御台面 2
46	II	46	2990	秋畑	南下沢 1
47	II	46	2991	秋畑	戦場 1
48	II	46	2992	秋畑	西荻 2
49	II	46	2993	秋畑	琴平山 2
50	II	46	2994	秋畑	内久保 1
51	II	46	2995	秋畑	小平 1
52	II	46	2996	秋畑	小平 2
53	II	46	2997	秋畑	北下沢 1
54	II	46	2998	秋畑	北下沢 2
55	II	46	2999	秋畑	台持 1
56	II	46	3000	秋畑	琴平山 3

No.	危険度区分	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
57	Ⅱ	46	3001	秋畑	赤谷戸 1
58	Ⅱ	46	3002	秋畑	中郷 1
59	Ⅱ	46	3003	白倉	稲荷前 1
60	Ⅱ	46	3004	白倉	下引田 1
61	Ⅱ	46	3005	白倉	下引田 2
62	Ⅱ	46	3006	白倉	道階神谷 1
63	Ⅱ	46	3007	白倉	道階神谷 2
64	Ⅱ	46	3008	天引	久保 1
65	Ⅱ	46	3009	天引	下鳥屋 1
66	Ⅱ	46	3010	天引	湯の場 1
67	Ⅱ	47	3011	天引	前河原 1
68	Ⅱ	47	3012	天引	前河原 3
69	Ⅱ	47	3013	秋畑	舟沢 1
70	Ⅱ	47	3014	秋畑	地神平 2
71	Ⅱ	47	3015	天引	上鳥屋 1
72	Ⅱ	47	3016	小幡	堀沢 1
73	Ⅱ	47	3017	国峰	中沢イ
74	Ⅲ	9	5070	秋畑	坂穴 1
75	Ⅲ	9	5071	秋畑	地神平 1
76	Ⅲ	9	5072	秋畑	赤谷戸 2
77	Ⅲ	9	5073	白倉	上鳥屋 1
78	Ⅲ	9	5074	天引	前河原 2
79	Ⅲ	9	5075	天引	天引イ
80	Ⅲ	9	5076	白倉	神谷イ
81	Ⅲ	10	5077	白倉	神谷ロ
82	Ⅲ	10	5078	善慶寺	能面台イ
83	Ⅲ	11	5079	小幡	赤城イ
84	Ⅲ	11	5080	小幡	久保町イ
85	Ⅲ	11	5081	小幡	久保町ロ
86	Ⅲ	11	5082	秋畑	来波イ
87	Ⅲ	11	5083	秋畑	中郷イ
88	Ⅲ	11	5084	秋畑	内久保イ

３－５　土砂災害警戒区域・特別警戒区域

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区　分	土砂災害の種類	土砂災害 警戒区域（注 1）	土砂災害特別 警戒区域（注 2）
平成 25 年 1 月 18 日 群馬県告示　第 9 号	急傾斜地の崩壊	123	123
	土石流	51	46
	地すべり	20	0
	計	194	169

注）１　**土砂災害警戒区域**：急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

２　**土砂災害特別警戒区域**：上記土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0710-1	梅の木入-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0710-2	梅の木入-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0710-3	梅の木入-3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0711-1	足の萱-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0711-2	足の萱-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0711-3	足の萱-3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0712-1	大入-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0712-2	大入-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0713-1	渡井戸 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0713-2	渡井戸 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0713-3	渡井戸 3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0714-1	板穴-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0714-2	板穴-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0715	来波 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0716	来波 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0717-1	内久保-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0717-2	内久保-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0718	滝の沢（B)	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0719	滝の沢	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0720-1	入山-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0721	谷の口	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0722-1	赤谷-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0722-2	赤谷-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0724	栗上	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0725-1	栗の沢-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0725-2	栗の沢-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0726	西梅ノ木平	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0727-1	東梅ノ木平-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0727-2	東梅ノ木平-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0727-3	東梅ノ木平-3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0728-1	戦場-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0728-3	戦場-3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0728-4	戦場-4	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0729-1	裏根-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0729-2	裏根-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0730	谷	轟	H25.1.18	9	○	○		
K0731	久保	天引	H25.1.18	9	○	○		
K0732	来波 3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0733	永州 1	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K0734-1	福厳寺 1	善慶寺	H25.1.18	9	○	○		
K0734-2	福厳寺 2	善慶寺	H25.1.18	9	○	○		
K0735	峯 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K0736	角崎 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0737	西天神	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K0738-1	岡平 1	天引	H25.1.18	9	○	○		
K0738-2	岡平 2	天引	H25.1.18	9	○	○		
K0739	長嚴寺	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K2972-1	西大久保 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2972-2	西大久保 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2973	二ツ石	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2974	沼久保	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2975	河振	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2979	御宮沢 A	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2980	来波 4	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2981	日向	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2982	竹ノ内	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2983	恩田 1	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2984	中沢 1	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2985	中沢 2	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2986	中沢 3	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2987	永州 4	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2988-1	永州 2	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2988-2	永州 3	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K2989-1	萩宮 1	善慶寺	H25.1.18	9	○	○		
K2989-2	萩宮 2	善慶寺	H25.1.18	9	○	○		
K2990-1	枇杷の沢 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2990-2	枇杷の沢 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2990-3	枇杷の沢 3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2991-1	荻の久保 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2991-2	荻の久保 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2991-3	荻の久保 3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K2991-4	茯の久保４	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2992-1	峯２	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2992-2	峯３	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2993	角崎２	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2994-1	西梅の木平１	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2994-2	西梅の木平２	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2995-2	裏根-3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2996	裏根-4	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2997-1	北下沢 1-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2997-2	北下沢 1-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2998	北下沢２	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K2999	片角	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3000-1	西梅の木平３	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3000-2	森戸	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3001	赤谷戸１	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3002-1	中郷 1-1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3002-2	中郷 1-2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3002-3	御宮沢 B	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3003	稲荷前	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K3004	下引田１	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K3005	下引田２	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K3006-1	平石１	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K3006-2	平石２	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K3007	堂ノ入１	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K3008	黒渕	天引	H25.1.18	9	○	○		
K3009	下鳥屋	天引	H25.1.18	9	○	○		
K3010	上ノ場	天引	H25.1.18	9	○	○		
K3011	前河原１	天引	H25.1.18	9	○	○		

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K3012	前河原 2	天引	H25.1.18	9	○	○		
K3013	中入	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3014-1	浜井場 1	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3014-2	浜井場 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K3015	上鳥屋 1	天引	H25.1.18	9	○	○		
K3016-1	堀沢 1-1	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K3016-2	堀沢 1-2	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K3016-3	堀沢 1-3	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K3017	中沢イ	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K5070	河振向	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K5071	浜井場 3	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K5072	赤谷戸 2	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K5074-1	入木屋 1	天引	H25.1.18	9	○	○		
K5074-2	入木屋 2	天引	H25.1.18	9	○	○		
K5075	草喰	天引	H25.1.18	9	○	○		
K5076	堂ノ入 2	白倉	H25.1.18	9	○	○		
K5078-1	紅葉山西 1	善慶寺､国峰	H25.1.18	9	○	○		
K5078-2	紅葉山西 2	国峰	H25.1.18	9	○	○		
K5079	仙洞院 1	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K5080	仙洞院 2	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K5081	仙洞院 3	小幡	H25.1.18	9	○	○		
K5082	来波 5	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K5083	中郷イ	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
K5084	芳の元	秋畑	H25.1.18	9	○	○		
384-Ⅰ-003	西萩沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-004-1	森戸川-1	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-004-2	森戸川-2	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-005	ごろた沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
384-Ⅰ-006	雄川	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-007	足ノ萱沢川	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-008	地神平沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-009	谷津ケ堀沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-010	浦山沢川	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-011	伏鹿沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-012	入山川	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-013	谷ノ口川	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-014	谷ノ口川東沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-015	栗ノ沢川	秋畑	H25.1.18	9			○	
384-Ⅰ-016	峯ノ沢川	秋畑	H25.1.18	9			○	
384-Ⅰ-017	荻ノ久保沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-018	裏根川	秋畑	H25.1.18	9			○	
384-Ⅰ-019	城中沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-020	大光寺東川	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-021	日向沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅰ-022	興厳寺 1	国峰	H25.1.18	9			○	
384-Ⅰ-023	興厳寺 2	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-001	下鳥屋沢	天引	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-002	上鳥屋南下沢	天引	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-003	上鳥屋南上沢	天引	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-004	天引川	天引	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-005	八丁河原沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-006	大石平沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-007	御宮沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-008	河振沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-009	入山南沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-010	谷ノ口東沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
384-Ⅱ-011	谷ノ口西沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-012	丸山沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-013	小平小沢	秋畑	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-014	小平沢	秋畑	H25.1.18	9			○	
384-Ⅱ-015	城川	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-016	大光寺川	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-017	竹ノ内沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-018	竹ノ内中沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-Ⅱ-019	永州西沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-J-002	入木屋北沢	天引	H25.1.18	9			○	○
384-J-003	仙洞院沢	小幡	H25.1.18	9			○	○
384-J-004	入道谷沢	小幡	H25.1.18	9			○	○
384-J-005	光善入沢	小幡	H25.1.18	9			○	○
384-J-006	富士ノ越沢	轟、小幡	H25.1.18	9			○	○
384-J-007	茂木沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-J-008-1	日向西沢-1	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-J-008-2	日向西沢-2	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-J-009-1	永洲東沢-1	国峰	H25.1.18	9			○	○
384-J-009-2	長善寺中沢	国峰	H25.1.18	9			○	○
計					123	123	51	46

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	地すべり	
					警戒 区域	特別 警戒 区域
99	那須平	秋畑	H25.1.18	9	○	
100	八丁河原	秋畑	H25.1.18	9	○	
101	河振向	秋畑	H25.1.18	9	○	
102	滝の沢	秋畑	H25.1.18	9	○	

整理番号	区域名	大字	指　定 年月日	告示 番号	地すべり	
					警戒 区域	特別 警戒 区域
103	入山	秋畑	H25.1.18	9	○	
104	荻の久保	秋畑	H25.1.18	9	○	
105	台持	秋畑	H25.1.18	9	○	
106	日向	国峰	H25.1.18	9	○	
384-1	城	国峰	H25.1.18	9	○	
384-2	栗の沢	秋畑	H25.1.18	9	○	
384-3	赤谷	秋畑	H25.1.18	9	○	
384-4	伏鹿	秋畑	H25.1.18	9	○	
384-5	芳の元	秋畑	H25.1.18	9	○	
384-6	沼	秋畑	H25.1.18	9	○	
384-7	赤谷戸	秋畑	H25.1.18	9	○	
384-8	梅の木入	秋畑	H25.1.18	9	○	
441	河振	秋畑	H25.1.18	9	○	
505	東梅ノ木平	秋畑	H25.1.18	9	○	
506	御宮沢	秋畑	H25.1.18	9	○	
507	板穴	秋畑	H25.1.18	9	○	
計					20	0

3－6 山地災害危険地区

（1）山地崩壊危険地区

危険地区番号	地区名	危 険 地区の危険度	位 置		被災害危険度	山腹崩壊危 険 度
			大字	字		
1	小平	A	秋畑	小平	a2	b1
2	北下沢	B	秋畑	北下沢	c2	a1
3	西梅木平	A	秋畑	西梅木平	a2	b1
4	入山	A	秋畑	入山	a2	a1
5	滝の沢	B	秋畑	滝の沢	b2	b1
6	沼	A	秋畑	沼	a2	b1
7	枇杷ノ沢	B	秋田	枇杷ノ沢	b2	b1
8	萩ノ宮	B	善慶寺	萩ノ宮	a2	c1
9	入木屋	B	天引	入木屋	c2	a1
10	桑ノ木沢	B	秋畑	桑ノ木沢	c2	a1
11	裏根	A	秋畑	裏根	a2	b1
12	西萩	A	秋畑	西萩	a2	b1
13	戦場	A	秋畑	戦場	a2	a1
14	来波	A	秋畑	来波	a2	b1
15	出仁田	C	秋畑	出仁田	c2	b1
16	永洲	B	国峰	永洲	b2	b1
17	西大久保	B	秋畑	西大久保	b2	b1
18	欠下	B	小幡	欠下	a2	c1

（2）地すべり危険地区

危険地区番号	地区名	危 険 地区の危険度	位 置		被災害危険度	地すべり危 険 度
			大字	字		
1	城	B	国峰	城	b2	b1
2	粟の沢	A	秋畑	粟の沢	a2	a1
3	赤谷	A	秋畑	赤谷	a2	a1
4	伏鹿	C	秋畑	伏鹿	c2	b1
5	内久保	C	秋畑	内久保	c2	b1
6	来波	C	秋畑	来波	c2	b1
7	赤谷戸	A	秋畑	赤谷戸	a2	b1
8	梅ノ木入	A	秋畑	梅ノ木入	b2	a1
9	内久保２	B	秋畑	内久保２	c2	a1

（3）崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	地区名	危 険 地区の危険度	位 置		被災害危険度	崩壊土砂流 出危 険 度
			大字	字		
1	竹ノ内	A	国峯	竹ノ内	a2	b1
2	大光寺	B	国峯	大光寺	a2	c1
3	大光寺	B	国峯	大光寺	a2	c1
4	大光寺	A	国峯	大光寺	a2	b1
5	久保	C	天引	久保	c2	b1
6	大平	A	秋畑	大平	a2	a1
7	大平２	A	秋畑	大平２	b2	a1
8	ムカイ	A	轟	向井	a2	a1
9	小巻平	B	秋畑	小巻平	c2	a1
10	谷ノ口	A	秋畑	谷ノ口	a2	a1
11	赤谷戸	A	秋畑	赤谷戸	a2	a1
12	芳ノ沢	A	秋畑	芳ノ沢	a2	a1
13	クロモト	B	秋畑	黒本	c2	a1
14	梅ノ木入	A	秋畑	梅ノ木入	a2	a1
15	オクヤマ	B	秋畑	奥山	c2	a1
16	黒本	B	秋畑	黒本	c2	a1
17	沼	A	秋畑	沼	b2	a1
18	日向	C	国峰	日向	c2	c1
19	梅ノ木入	B	秋畑	梅ノ木入	c2	a1
20	仙堂院	C	小幡	仙堂院	c2	c1
21	丸山	B	小幡	丸山	c2	a1
22	稲含２	A	秋畑	稲含２	a2	a1
23	八丁河原	B	秋畑	八丁河原	c2	a1
24	伏鹿	B	秋畑	伏鹿	a2	c1
25	赤谷	A	秋畑	赤谷	a2	a1
26	討出	A	秋畑	討出	a1	a1

3－7　災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用　語	所管省庁	説　　　明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第２条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	土石流危険渓流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する渓流。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
		農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第６条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第８条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

4　災害対策関係

4－1　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

番号	避難区域	名　　称	所在地	一時避難場所	緊急	指定	備考
1	小幡	第１区住民センター	小幡 43	○			
2		城町公会堂	小幡 668-1	○			
3		第３区住民センター	小幡 1325-4	○			
4		上野公民館	上野 242-2	○			
5		轟産業文化センター	轟 406-6	○			
6		国峰住民センター	国峰 1675	○			
7		第７区住民センター	善慶寺 1340	○			
8		下井公会堂	善慶寺 686-1	○			
9		小幡小学校＊	小幡 846	○	○	○	【福祉避難所】
10		旧第二中学校＊	小幡 684-1	○	○	○	
11		保健センター	小幡 852-1	○			
12		甘楽ふるさと館＊	小幡 2014-1	○	○	○	【福祉避難所】
13		道の駅甘楽＊	小幡 444-1	○			
14	秋畑	梅の木平住民センター	秋畑 1614-2	○			土砂災害に注意
15		第１０区住民センター	秋畑 4447	○			
16		第１１区住民センター	秋畑 5112-2	○			土砂災害に注意
17		第１２区住民センター	秋畑 2634-2	○			土砂災害に注意
18		谷の口公会堂	秋畑 2994-14	○			土砂災害に注意
19		旧第１３区住民センター	秋畑 2147-1	○			土砂災害に注意
20		旧第１４区住民センター	秋畑 485-1	○			土砂災害に注意
21		旧秋畑小学校	秋畑 1553-1	○	○	○	
22		旧第三中学校＊	秋畑 2438-1	○	○	○	土砂災害に注意
23		秋畑地域交流センター＊	秋畑 1539-2	○			土砂災害に注意
24	福島	第１５区公会堂	福島 1132-5	○			
25		福島公会堂	福島 718-1	○			
26		第１７区公会堂	福島 1155-1	○			
27		鹿島公民館	福島 532-1	○			
28		笹公会堂	小川 279-2	○			
29		笹森公会堂	福島 1583-1	○			
30		二日市公会堂	小川 692-2	○			
31		第２１区区民センター	白倉 18-19	○			
32		福島小学校＊	福島 939-1	○	○	○	【福祉避難所】
33		甘楽町図書館　ら･ら･かんら＊	福島 1258-2	○	○	○	【福祉避難所】
34	新屋	新田公会堂	白倉 640-1	○			
35		本村公会堂	白倉 967-2	○			
36		第２３区住民センター	白倉 2254-1	○			
37		第２４区住民センター	天引 1169-1	○			
38		天引農村婦人の家	天引 649-2	○			
39		金井研修センター	金井 882-1	○			
40		造石公会堂	造石 185-1	○			
41		庭谷公会堂	庭谷 649	○			
42		新屋小学校＊	天引 38-1	○	○	○	【福祉避難所】
43		白倉研修センター	白倉 618-1	○			
44		甘楽町文化会館＊	白倉 1322-1	○	○	○	【福祉避難所】
45		甘楽町体育館＊	白倉 1355	○	○	○	【福祉避難所】
46		甘楽町総合福祉センター＊	白倉 1395-1	○	○	○	【福祉避難所】
47		甘楽中学校＊	白倉 1411	○	○	○	【福祉避難所】
48		防災交流センター＊	白倉 1411	○	○	○	【福祉避難所】

（注）＊印：特設公衆電話設置（可能）施設　　緊急：指定緊急避難場所　指定：指定避難所
一時避難場所：近所の人たちが集まって様子を見る場所、集団で避難するための身近な集合場所

４－２　防災関係機関連絡先

１　群馬県

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
総務部危機管理室	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1		027-226-2244 027-226-2241 県防災 4-3001-2244	027-221-0158 県防災 4-300-6800
西部県民局 富岡行政県税事務所	〒370-2316 富岡市田島 343-1	総務振興係	0274-62-9525 0274-63-5141 県防災 4-315-1110	0274-63-5141 県防災 4-315-6800
富岡土木事務所	〒370-2454 富岡市田島 343-1		0274-63-2255 県防災 4-315-1731	0274-64-3524 県防災 4-315-6801
群馬県警察本部	〒371-0026 前橋市大手町 1-1-1	警備部警備第二課	027-243-0110	
富岡警察署	〒370-2316 富岡市富岡 1198	警備課	0274-62-0110	

２　消防本部

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域消防本部	〒370-2316 富岡市富岡 1922-7		0274-62-4325	0274-64-5665
		総務課	0274-62-4326	
		予防課	0274-62-4306	
		警防課	0274-62-4333	
富岡消防署	〒370-2316 富岡市富岡 1922-7		0274-62-4325	0274-64-5665
富岡消防署 甘楽分署	〒370-2202 甘楽町大字小幡 162-4		0274-74-3139	0274-74-3139

３　指定行政機関

（*印は勤務時間外の連絡先）

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
関東管区警察局	〒330-9726 さいたま市中央区新都心 2-1	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000 内線 5541	048-600-6000 内線 5529
		*当直室	内線 2070	内線 2079
関東総合通信局	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1	総務部総務課	03-6238-1623	
関東財務局	〒330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1	総務課	048-600-1078	
前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町 2-10-5	総務課	027-221-4491	027-224-4426
関東信越厚生局	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	総務課	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大渡町 1-10-7	総務課	027-210-5000	027-210-5100
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1	生産経営流通部 農政課	048-601-0545	048-601-0533
群馬農政事務所	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	総務課	027-221-1181	027-221-7015

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	企画調整室	027-210-1150	027-210-1154
関東経済産業局	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	総務企画部 総務課	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	管理課	048-600-0433	048-601-1279
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	企画部防災課	048-600-1333 内線 3426･3427	048-600-1376
高崎河川国道事務所	〒370-0841 高崎市栄町 6-41	河川管理課	027-345-6041 内線 331･334	027-345-6091
		道路管理第二課	027-345-6043 内線 511･441	027-345-6093
		*情報連絡員	027-345-6000	027-345-6099
利根川水系砂防事務所	〒377-8566 渋川市渋川 121-1		0279-22-4177	
関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57	総務部	045-211-7269	045-211-7270
群馬運輸支局	〒371-0007 前橋市上泉町 399-1	企画輸送監査	027-263-4440	027-261-0032
東京航空局 （東京空港事務所）	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1	総務部総務課	03-5757-3000 内線 3030･3031	03-5756-1542
東京管区気象台	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4	総務部業務課	03-3212-2949	03-3212-0524
前橋地方気象台	〒371-0034 前橋市昭和町 3-20-12	防災業務課	027-231-1404	027-234-6551

4 陸上自衛隊

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
第 12 旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	第三部防衛班	0279-54-2011 内線 433･434 （夜間 208）	0279-54-2011
第 12 施設隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	第 12 施設隊	0274-42-1121 内線 266	

5 指定公共機関

（*印は勤務時間外の連絡先）

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
郵便事業(株) (前橋支店)	371-0016 前橋市城東町 1-6-20	総務課	027-234-5503	027-232-8957
東日本電信電話(株) (群馬支店)	〒370-8666 高崎市高松町 3	設備部災害対策室	027-321-5660	027-330-1033
		*113 担当	027-324-0001	027-325-9503
		*災害対策室	027-325-7999	
(株)エヌ･ティ･ティ･ ドコモ(群馬支店)	〒379-2196 前橋市東善町 122	ネットワーク部 ネットワーク管 理担当	027-290-4113	027-266-8104
日本銀行(前橋支店)	〒371-8640 前橋市大手町 2-6-14	総務課	027-225-1111	027-220-1025

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
日本赤十字社 (群馬県支部)	〒371-0833 前橋市光が丘町 32-10	事業推進課	027-254-3636	027-254-3637
群馬県赤十字血液センター	〒379-2181 前橋市天川大島町 2-31-13	総務課	027-224-2118	027-221-4490
		*供給課	027-221-2555	027-220-1666
日本放送協会 (前橋放送局)	〒371-8555 前橋市元総社町 189	企画総務	027-251-1711	027-253-0368
東日本高速道路（株） (関東支社)	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-11-20	事業統括課 防災対策室	048-631-0001	048-631-0002
	さいたま市岩槻区加倉 260	道路管制センター	048-758-4035	048-758-3303
独立行政法人水資源機構(本社)	〒330-6008 さいたま市中央区新都心 11-2	管理事業部施設課	048-600-6544	048-600-6589
独立行政法人日本原子力研究開発機構（高崎量子応用研究所）	〒370-1292 高崎市綿貫町 1233	管理部保安管理課	027-346-9290	027-346-9692
		*正門警備詰所	027-346-6698	027-346-9668
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	〒370-0841 高崎市栄町 6-26	総務課広報	027-328-7258	027-320-7115
東京ガス(株) (群馬支社)	〒370-0045 高崎市東町 134-6	設備グループ	027-322-2523	027-323-1913
日本通運(株) (群馬支店)	〒370-0849 高崎市八島町 43	総務	027-322-5941	027-322-5193
東京電力パワーグリッド(株)　(高崎支社)	〒370-0828 高崎市宮元町 1-2	渉外担当	027-377-8205 027-377-8221	027-324-8460

6　指定地方公共機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
(社)群馬県医師会	〒371-0022 前橋市千代田町 1-7-4		027-231-5311	027-231-7667
(社)群馬県歯科医師会	〒371-0847 前橋市大友町 1-5-17		027-252-0391	027-253-6407
(社)群馬県看護協会	〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7		027-269-5565	027-269-8601
上信電鉄(株)	〒370-0848 高崎市鶴見町 51	鉄道部	027-323-8073	027-323-8650
(社)群馬県バス協会	〒379-2166 前橋市野中町 588		027-261-2072	027-261-5537
(社)群馬県トラック協会	〒379-2166 前橋市野中町 595	総務課	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	総務課	027-219-0001	027-234-8157
(株)エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	報道部	027-230-1882	027-230-1903
		*	027-230-1860	
甘楽多野用水土地改良区	〒370-2343 富岡市七日市 729-1		0274-62-0226	0274-62-0226
鏑川土地改良区	〒370-2316 富岡市富岡 1726-1		0274-63-6393	0274-64-1394

4－3 災害備蓄品等備蓄状況

（平成 29 年 4 月 1 日）

品名		規格等	単位	(旧)秋畑小学校	秋畑地域交流センター	小幡小学校 防災倉庫	甘楽総合公園 防災倉庫	神明山防災広場	福島北防災広場	防災交流センター(甘楽中)	甘楽町役場	合計
食品・物品	乾燥米(アルファ米)	五目ごはん、わかめごはん、ドライカレー、白がゆ 他	食	600						1350		1950
	乾パン		食	128						432		560
	インスタント麺(袋)	味噌ラーメン	食	120								120
	缶詰(主食:パン)		食	144								144
	缶詰等(副食)	クラッカー、ビスケット、ようかん 他	食	54						1600		1654
	飲料水	2ℓ	本	564								564
	飲料水	500 mℓ	本							1200		1200
	毛布		枚	180								180
	毛布(3WAY 毛布)		枚							400		400
	ブルーシート		枚	30								30
	マスク(大人)		枚	2000								2000
	マスク(子供)		枚	2700								2700
機具等	浄水機(造水機)	耐震性貯水槽設置場所に配備	式			1	1	1	1	1		5
	発電機	燃料:ガソリン、LP ガス、カセットボンベ	台			1			1	5	2	9
	投光器		式								1	1
	災害用簡易トイレ	マンホールトイレ	式						4			4
	ストーブ	燃料:石油	台							17		17
	畳	軽量タイプ	式		1							1
	スコップ	剣型・平形	本							96		96
	チェーンソー		台								2	2

4－4 気象警報・注意報の種類及び発表基準

（平成 29 年 7 月 4 現在 前橋地方気象台）

種 類			発 表 基 準（甘楽町）
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風 雪 注 意 報	平均風速がおおむね 13m/s を超え、雪を伴い、被害が予想される場合。
		強 風 注 意 報	平均風速がおおむね 13m/s を超え、強風による被害が予想される場合。
		大 雨 注 意 報	かなりの降雨により、被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・表面雨量指数(※1) 基準 10 ・土壌雨量指数(※2) 基準 70
		大 雪 注 意 報	大雪による被害が予想される場合。12 時間の降雪の深さが平地で 5 cm、山地で 5 cmを超えると予想される場合。
		低 温 注 意 報	夏期：低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温が-6℃以下と予想される場合（前橋地方気象台の値）。
		濃 霧 注 意 報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
		雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
		乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が 25％以下で、実効湿度が 50％以下になると予想される場合（前橋地方気象台の値）。
		な だ れ 注 意 報	なだれによる被害が予想される場合。 次の条件に該当する場合。 １．積雪があって、24 時間の降雪の深さが 30 cm以上のとき。 ２．積雪が 50 cm以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上のとき。
		着氷（雪）注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。
		霜 注 意 報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下と予想される場合。
	地面現象注意報（※3）		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による被害が予想される場合。
	浸 水 注 意 報（※3）		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想される場合。
	洪 水 注 意 報		大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・流域雨量指数(※4) 基準 鏑川流域=34.6、天引川流域 4、白倉川流域 4.7、雄川流域=9.9 ・複合基準 なし ・指定河川洪水予報による基準 なし
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※5)		一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報(※5)		一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴 風 警 報	平均風速がおおむね 18m/s を超え、重大な被害が予想される場合。
		暴 風 雪 警 報	平均風速がおおむね 18m/s を超え、雪を伴い、重大な被害が予想される場合。
		大 雨 警 報	大雨により重大な被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・浸 水 害：表面雨量指数基準 15 ・土砂災害：土壌雨量指数基準 140
		大 雪 警 報	大雪により重大な被害が予想される場合。12 時間の降雪の深さが平地で 20 cm、山地で 20 cmを超えると予想される場合。

	地面現象警報（※3）	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な被害が予想される場合。
	浸 水 警 報（※3）	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想される場合。
	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、重大な被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・流域雨量指数基準 鏑川流域=43.3、天引川流域 5.7、白倉川流域 6.8、雄川流域=12.4 ・複合基準 なし ・指定河川洪水予報による基準 なし
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 大 雨 警 報（※5）	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 洪 水 警 報（※5）	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
記録的短時間大雨情報		１時間雨量 100 ㎜

※1 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ留まっているかを指数化したもの。

※2 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を 1km 四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。

※3 この注意報・警報は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※4 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

※5 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。

※6 平坦地とは、概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用途＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が 25 パーセント以上の地域

≪警報・注意報基準一覧表の解説≫

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表される。

(2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(3) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

4－5 消防団責任分担区域

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

名 称		責任者	団員	担当区域
第１分団	第１部	第１分団長	18 人	小幡（１区）、善慶寺、国峰
	第２部		18 人	小幡（２区、３区）、上野、轟
	第３部		15 人	秋畑
第２分団	第１部	第２分団長	22 人	福島、小川、白倉（大山）
	第２部		20 人	白倉（大山以外）、天引
	第３部		20 人	金井、造石、庭谷

4－6 要配慮者利用施設

1 老人福祉施設

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

施設の名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホーム シルク 特別養護老人ホーム シルク ゆにっと デイサービスセンター・シルク	白倉 1384-1	60-4151	
特別養護老人ホーム シルク・おばた ショートステイ シルク・おばた	善慶寺 1351	67-5533	
社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	白倉 1384-1	74-5700	
グループホーム こころ	白倉 557	74-4300	
グループホーム さいら	小幡 376-1	74-7666	
グループホーム さら	白倉 831-58	67-5356	
グループホーム めぐみ	善慶寺 900-12	74-7708	
アットホーム尚久かんら 尚久デイサービスセンター かんら	金井 279-1	67-5600	
アットホーム尚久かんら小幡別邸 アットホーム尚久かんら小幡別邸（デイ）	福島 1594-4	64-8500	
メリイホームかんら メリイホームかんら（デイ）	小幡 541-1	67-7691	
ケアコートさくら デイサービスセンター さくら	小幡 109-1	67-7155	
ふるさとホーム甘楽町 ケアステーションあさひ甘楽町（デイ）	金井 57-1	67-7102	

2　障がい児（者）福祉施設

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

施設の名称	所在地	電話	備考
甘楽町地域活動支援センター　あゆみ	小幡 699	74-4454	
放課後等デイサービス ワンセルフかんら	善慶寺 636-5	67-7615	
放課後等デイサービス カラフルかんら	福島 972-20	67-7766	
放課後等デイサービス 双葉	福島 289-1	67-5177	
就労移行支援事業所 Leaves（リーブス）	福島 289-1	67-5177	
就労継続支援Ｂ型 クラリスファーム	小幡 143-1	67-7705	
就労継続支援Ｂ型 プレパレ	善慶寺 1415-4	67-5280	（H29.7 開設）

3　保育園・幼稚園・学童クラブ・子ども教室

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

施設の名称	所在地	電話	備考
かんら保育園	白倉 1380-1	74-3172	
小幡幼稚園	小幡 846	74-4453	
福島幼稚園	福島 957-1	74-4455	
新屋幼稚園	天引 26	74-4452	
かんら学童保育クラブ	小幡 820	74-4235	
小幡小放課後子ども教室（小幡小学校内）	小幡 846	74-4147	
福島小放課後子ども教室（福島小学校内）	福島 939-1	74-4451	
新屋小放課後子ども教室（新屋小学校内）	天引 38-1	74-4113	

4　医療等提供施設

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

施設の名称	所在地	電話	備考
小幡医院	小幡 966	74-2018	
小幡医院分院（秋畑地域交流センター）	秋畑 1508-3	74-9007	土砂災害警戒区域
篠原整形外科医院	福島 1151	74-2227	
原医院	金井 453	74-5656	
奥村クリニック	福島 750-2	74-7182	

こがはらクリニック	白倉 622-1	70-4066	
庭谷クリニック	庭谷 468-1	89-4005	
安藤医院	福島 110-5	74-7717	
もみの木こどもクリニック	福島 818-4	67-1040	
萩原歯科医院	上野 3073-1	74-3735	
大貫歯科医院	善慶寺 1353-2	74-6480	
上條歯科医院	金井 437	74-6430	
かんら歯科医院	善慶寺 1195-1	74-6556	
きたはら歯科医院	福島 1337-1	74-6487	
ふくしま町歯科クリニック	福島 818-1	74-7451	
カズデンタルオフィス	小幡 175-1	67-7874	
原歯科医院	金井 76-1	67-7768	
中村接骨院	福島 1250-4	74-6200	
気風舎鍼灸接骨院	小川 692-1	74-3733	
阿部接骨院	福島 122-4	74-6841	
堀口接骨院	福島 1712-1	67-5329	

4－7 ヘリポート予定地

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	面積	備考
甘楽中学校	甘楽町白倉 1411	150 m× 100m	
甘楽総合公園	甘楽町小幡 1343	57,526 ㎡	
琴平山運動公園	甘楽町秋畑 1414	30,000 ㎡	
福島河川緑地広場	甘楽町福島	36,930 ㎡	
甘楽町陸上競技場	甘楽町白倉 1326	5,695 ㎡	

4－8 緊急輸送道路

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

指定区分	種別	路線名	管理者	備考
群馬県	高速道路	上信越自動車道	東日本高速道路（株）	
	国道	国道 254 号	群馬県	
	主要地方道	富岡神流	群馬県	
	一般県道	下高尾小幡	群馬県	

4－9 輸送拠点

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	備考
甘楽中学校	甘楽町大字白倉 1411	
甘楽町陸上競技場	甘楽町大字白倉 1326	

4－10 応急仮設住宅設置予定地

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	敷地面積(㎡)	戸数	備考
甘楽総合公園	甘楽町大字小幡 1343 他	17,000	148	
琴平山運動公園	甘楽町大字秋畑 1430 他	2,000	30	
甘楽町陸上競技場	甘楽町大字白倉 1326 他	9,000	70	

4－11　甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）

1．基本的な考え方

（1）計画の目的

近年、全国的に多発した自然災害における犠牲者の多くが高齢者であり、災害時に自力で避難することが困難な方（「避難行動要支援者」という。以下「要支援者」と略す。）に対する支援が防災対策上の喫緊の課題となっている。

このため、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定める「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」と略す。）を策定（H29.7 修正）する。

この計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H28.8 内閣府）」を踏まえ、本町における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本として、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の防災体制を強化することを目的とする。

（2）計画の位置づけ

避難支援プランは、要支援者対策を具体化し、支援体制の整備を図るための対応マニュアルとして位置付けるものである。

避難支援プランは、支援に関する概要を示した「全体計画」と、要支援者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した「個別計画」（名簿・台帳）で構成する。

今後、町は計画を実効性のあるものとするために、自主防災組織などの組織率を向上させるとともに、随時、関係機関等で内容を検討し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

（3）自助・共助・公助の役割分担

災害発生時に最も重要となるのは、自ら身を守る「自助」であり、このことは要支援者及びその家族にもあてはまるものである。

しかし、要支援者は、その身体的特性等から「自助」が困難である場合が想定されることから、要支援者支援においては、自治会や自主防災組織、近隣住民等の地域における支援活動（「共助」）が特に重要となる。

よって、要支援者支援については、「自助」及び近隣の「共助」による支援のあり方、並びに「自助」・「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方についての検討を進める。

2. 避難支援プランの対象者の考え方

(1) 対象者の範囲

本町における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等がその対象の範囲と考えられる。

しかしながら、要支援者すべてに対して、避難支援プランを作成することが理想であるが、対象者が広範囲になることによって、その特定や現実的な対応が困難になることが予想されるため、当町における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる要支援者の範囲は、次の方々のうち、直接的な支援が必要であり、在宅かつ家族による避難支援が困難な方を対象者とする。

① 介護保険における要介護者(要介護3以上)
② 身体障がい者(身体障がい1・2級)
③ 知的障がい者(療養手帳A)
④ 精神障がい者(精神保健福祉手帳1級)
⑤ 難病患者
⑥ 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
⑦ その他町長が認める者

なお、避難支援プラン(個別計画)の策定にあたっては、支援すべき要支援者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立の恐れのある地域の者を重点的・優先的に進めるものとする。

(2) 特徴把握の必要性

要支援者には、様々なハンディキャップを抱えた人が含まれていることから、その支援を的確かつ有効に行うためには、対象者の一人ひとりに対する個別的、具体的な対応が必要である。

このため、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、要支援者一人ひとりに関する各種状況及びそれに付随する関連情報を的確に把握するとともに、把握した情報に基づく要支援者ごとの特性に配慮した支援内容を作成するものとする。

3. 要支援者情報の収集・共有方法

(1) 要支援者の把握

災害発生時において、要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者の把握と地元行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係者間での情報共有が必要であり、日ごろから要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう名簿(リスト)等を作成しておくことが重要である。

なお、これらの情報を災害時以外に庁内や関係者間で共有する場合には、甘楽町個人情報保護審査会の意見を聴いて行うものとする。

災害時の避難などについて、町は次に掲げる通常業務等を通じて、要支援者情報の把握に努めるものとする。

①	要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
②	障がい者の情報に関しては、各種障がい者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により把握する
③	一人暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、一人暮らし高齢者基礎調査を活用する等により把握する
④	民生委員・児童委員等からの情報収集により把握する
⑤	福祉団体、国際交流団体などの関係者からの情報収集により把握する

(2) 要支援者情報の収集

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要支援者情報の収集・共有が不可欠である。このため、上記により要支援者の把握をするほか、次に示す三つの方式による取り組みを進める。

＜ Ⅰ 関係機関共有方式 ＞

要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要支援者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等で共有する方式。

町は、福祉関係部局等が把握している要支援者に関する上記の情報について、甘楽町個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員等に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。

なお、要支援者リストの整備や避難支援プラン（個別計画）の策定にあたっては、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要支援者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要支援者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

＜ Ⅱ 手上げ方式 ＞

要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら要支援者リスト等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

要支援者の該当者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から地元行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援者等に対して、個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

◆具体的な取り組み方法

① 制度の広報・周知

広報誌、ホームページ等により、要支援者登録制度の周知を図る。

② 手上げ者の制度登録

制度登録の意思を示した者に対して、個別訪問等により本人の生活実態を調査し、支援の必要性を検討する。

実態調査の結果、要支援者に該当する者には、避難支援の仕組みを説明し、個人情報を避難支援関係者（避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織等）に提供することについて確認する。 同意者については、支援制度への登録手続きを取る。

③ 避難支援プラン（個別計画）の作成・共有・管理

登録手続きの際に、避難支援関係者の協力を得ながら、要支援者一人ひとりが複数の避難支援者を定め、避難場所及び避難経路などを整理した上で、登録届を「避難支援プラン（個別計画）」として取りまとめる。

記載内容は、別添「甘楽町災害時要支援者避難支援制度登録届」のとおり。

避難支援プラン（個別計画）は、町関係部局及び避難支援関係者間で共有・管理する。

④ 避難支援プラン（個別計画）の追加・更新等

適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するとともに、年1回は新規要支援者の追加等の更新を行う。

＜ Ⅲ 同意方式 ＞

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要支援者リストへの登録を直接働きかける方式。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて、要支援者から同意を得る。

◆具体的な取り組み方法

① 対象予定者の把握

関係部局の要支援者情報を収集し、要支援者リストを作成する。

② 実態調査及び同意確認

要支援者リストに基づき、民生委員・児童委員が対象予定者を個別訪問し、面接により生活実態等の調査を実施する。

実態調査の結果、要支援者に該当する者には、避難支援の仕組みを説明し、個人情報を避難支援関係者（避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織等）に提供することについての同意を確認する。

同意者については、支援制度への登録手続きをとる。

不同意者については、別に台帳を（不同意リスト）を作成し、町関係部局のみで共有するとともに、災害時には当該情報を安否確認等に利用する。

③ 避難支援プラン（個別計画）の作成・共有・管理

同意者からの登録手続きの際に、避難支援関係者の協力を得ながら、要支援者一人

ひとりが複数の避難支援者を定め、避難場所及び避難経路などを整理した上で、登録届を「避難支援プラン（個別計画）」として取りまとめる。

記載内容は、別添「甘楽町災害時要支援者避難支援制度登録届」のとおり。

避難支援プラン（個別計画）は、町関係部局及び避難支援関係者間で共有・管理する。

④ 避難支援プラン（個別計画）の追加・更新等

適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するとともに、年1回は新規要支援者の追加等の更新を行う。

いずれの方式も単独での実施のみでは、避難支援プランの策定内容が不十分になることも考えられることから、いくつかの方式を組み合わせて実施することも考慮する。

＜補足＞

- 要支援者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により、対象とする要支援者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するために、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。
- 要支援者情報を把握する場合においては、上記の（1）、（2）、（3）の方式を単独で行うだけでなく、手上げ方式と同意方式の併用（手上げ方式で広く登録を呼びかけるとともに、自主防災組織等において支援が必要と考えられる人に直接働きかける）などの方法も考慮する。

４． 避難支援体制

（1）災害時要支援者支援チームの設置

役場内に、情報の共有、避難支援プランの策定、要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「災害時要支援者支援チーム」を設ける。

支援チームの位置づけ、構成及び業務は以下のとおりとする。

① 位置づけ

平常時は、防災担当部局（防災担当）や福祉担当部局（福祉・介護担当）等による横断的なプロジェクトチームとする。災害時は、災害対策本部の救護衛生班に設置する。

② 構成

平常時は、班長（福祉担当係長・介護担当係長）、班員（福祉担当者、介護担当者等）で構成する。

避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくにあたっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉・介護担当課長、福祉・介護担当者で構成する。

③ 業務

平常時 ： 要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。

災害時 ： 避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要支援者サポーター（仮称）等との連携・情報共有等。

（2） 関係機関との連携

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

避難支援者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の構成員から複数名選出する。

（3） 避難支援者の選定

災害時の緊急性を考慮すると、避難支援者は要支援者の近隣に居住していることが望ましいため、要支援者本人や家族の希望を尊重しながら、民生委員・児童委員の協力を得て、避難支援者を選定する必要がある。

避難支援者の選定にあたっては、要支援者に対し、要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により、行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとする。

さらに、要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととする。

5． 避難情報の発令・伝達方法

災害発生または発生の恐れのある場合は、避難情報を発令する判断基準を明確化するものとし、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

（1） 情報伝達ルート

避難準備情報等については、要支援者及び避難支援者等へ直接伝達する必要がある。

そのため、災害時要支援者支援チームは、平常時から要支援者と接している民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者と連携を図り、各団体のネットワークを情報伝達に活用し、要支援者及び避難支援者に対し、確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

（2） 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用を検討する。

- 聴覚障がい者 ： インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送、FAX
- 視覚障がい者 ： 防災行政無線個別受信機、携帯電話（受信メールを読みあげる機能付き）
- 肢体不自由者 ： フリーハンド用機器を備えた携帯電話　等

(3) 避難情報の発令と発令時の状況等

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始 (避難支援者は支援行動開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所等への避難行動を開始
避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・崖の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限度の行動をとる。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じた対応も必要となる。

6. 防災マップ等の整備・活用

町は防災マップ(土砂災害ハザードマップ)等を作成し、住民に活用されるよう各世帯への直接配付や転入者に対する窓口での配布に努めるものとする。

また、各種マップを用いて要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などへの周知を徹底し、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

あわせて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要支援者に関する情報を共有し、これら情報を各種マップを組み合わせて、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

7. 安否確認

(1) 安否確認の方法

要支援者の安否確認については、町は次のような手段を講じて行うこととし、地元行政区や自主防災組織、地域包括支援センター等の福祉関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確認方法	・避難者名簿 ・民生・児童委員の調査に基づく報告 ・障がい者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告 ・自主防災組織の調査に基づく報告 ・庁内関係部署の調査に基づく報告 ・その他関係機関の調査に基づく報告

(2) 安否情報窓口の設置

町は、関係機関や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時の救護衛生班に安否情報窓口を設置する。

8. 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ、連携して対応する。

また、要支援者自身も、平時に自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに移動してみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に家屋倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水予想箇所などの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9. 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設する。特に体育館等が避難所で避難が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けることや冷暖房機器等の増設など環境の整備に努める。

これらの、環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくものとする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、救護衛生班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得て、要支援者用相談窓口を設ける。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて、実施するとともに、災害時要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくものとする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定するよう努めるものとする。

指定にあたっては、把握した要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設管理者との協議に努める。

福祉避難所として、指定する施設は、原則として耐震を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である甘楽町総合福祉センター等の既存施設を活用する。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法などについて、要支援者を含む地域住民に周知するとともに、町内の福祉関係者(施設)の理解・協力を得るものとする。

10. 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係を作ることが重要である。

このため、地元行政区や自主防災組織、福祉関係者と連携し、要支援者や避難支援者とともに、要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、災害準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

具体的には、要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うものとする。

11. 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はその恐れが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、災害時要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）を策定する。

（1） 個別計画の策定方法

個別計画の策定にあたっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は自主防災組織の実際に避難支援に携わる関係者と要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いながら作成する。

なお、避難支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどで、あらかじめ要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておくものとする。

（2） 守秘義務の確保

個別計画は、要支援者本人、その家族及び町の必要最小限の関係課のほか、避難支援者等の要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により、守秘義務を確保する。

（3） 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（2）のとおり、その保護に留意する。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行うものとする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

（4） 個別計画の管理

個別計画の内容は、配布先として（1）に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、あわせて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意する。

個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

5　通信関係

5－1　防災行政無線一覧表

【固定系】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成28年3月31日現在）

施設名		局　名	設置場所	備　考
固定局	基地局	ぼうさいかんら	甘楽町役場（小幡161-1）	69.195MHz　5W
			消防本部（富岡市富岡1922-7）	遠隔制御装置
			甘楽分署（小幡162-4）	遠隔制御装置
			防災交流センター（白倉1411）	遠隔制御装置

屋外拡声子局	0号　甘楽町役場	12号　下井	24号　福島小	36号　田口
	1号　小幡下町	13号　川久保	25号　殿町	37号　天引本村
	2号　城町	14号　(旧)秋畑小	26号　鹿島	38号　新屋小
	3号　城南	15号　内久保	27号　(旧)一中	39号　金井上
	4号　町谷	16号　来波	28号　笹森	40号　権現堂
	5号　上野	17号　板穴	29号　二日町	41号　金井下
	6号　畑中	18号　那須平	30号　大山	42号　造石
	7号　轟	19号　大入	31号　新田	43号　庭谷
	8号　恩田	20号　谷ノ口	32号　白倉本村	44号　中町
	9号　中組	21号　赤谷	33号　白倉原	45号　菜園
	10号　善慶寺原	22号　峰	34号　引田	46号　浦畑
	11号　西川	23号　裏根	35号　久保	
	戸別受信機		290台	

【移動系】

施設名		局　名	設置場所	備　考
基地局		ぼうさいかんら	甘楽町役場（小幡161-1）	466.3MHz　5W
陸上移動局	車載無線機	かんら１	総務課（赤パジェロ）	10W
		かんら２	総務課（交通指導車）	10W
		かんら３	総務課（軽消防車）	10W
		かんら４	総務課（予備：倉庫１F）	10W
		かんら５	水道課	10W
		かんら１００	甘楽分署	10W
		かんら１０１	１分団	10W
		かんら１０２	１分団	10W
		かんら１０３	１分団	10W

		かんら２０１	１分団	10W
		かんら２０２	１分団	10W
		かんら３０１	２分団	10W
		かんら３０２	２分団	10W
		かんら４０１	２分団	10W
		かんら４０２	２分団	10W
		かんら４０３	２分団	10W
	可搬無線機	かんら５００	総務課	10W
	携帯無線機	かんら１１	総務課	1W
		かんら１２	１分団	4W
		かんら１３	総務課	4W
		かんら１４	総務課	4W
		かんら１５	総務課	4W
		かんら１６	役場	5W（故障）
		かんら１７	１分団	5W
		かんら１８	１分団	4W
		かんら１９	役場	5W（故障）
		かんら２０	２分団	5W
		かんら２１	２分団	5W
		かんら２２	２分団	5W
		かんら２３	２分団	5W
		かんら２４	２分団	5W
		かんら２５	２分団	5W
		かんら２６	役場	5W（故障）
		かんら２７	１分団	5W
		かんら２８	２分団	4W
		かんら２９	２分団	4W
		かんら３０	１分団	4W
		かんら３１	１分団	4W
		かんら３２	２分団	4W
		かんら３３	１分団	4W
		かんら３４	１分団	4W
		かんら３５	２分団	4W

５－２　災害時優先電話等

1 NTT 東日本 群馬支店

施　設　名	回　線　数	備　　考
甘楽町役場	4	本庁舎
地域コミュニティ施設	1	秋畑地区
水道施設	2	
小学校	3	
中学校	1	

※災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じです。

2 衛星携帯電話

配備台数	利用形態等	備　　考
３台	総務課（町長・副町長・防災担当）	SoftBank

6　様式関係

6－1　風水害・地震災害等報告様式

【様式１　災害概況即報】

消防庁受信者氏名

災害名　　　　　　　　　　　　　　（第　　　報）

報告日時	年　月　日　　時　分
報告機関	
報告者名	

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">発生日時</td><td>年　月　日　　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死　者</td><td>人</td><td>不明　　人</td><td rowspan="2">住　家</td><td>全壊　　　棟</td><td colspan="2">一部破損　　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計　　　人</td><td>半壊　　　棟</td><td colspan="2">床上浸水　　棟</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="2">（県）</td><td colspan="4">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

【様式２　被害状況即報】

報告機関	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）
報告者名	

区分			被害
人的被害	死者	人	
人的被害	行方不明者	人	
人的被害	負傷者 重傷	人	
人的被害	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
住家被害	全壊	世帯	
住家被害	全壊	人	
住家被害	半壊	棟	
住家被害	半壊	世帯	
住家被害	半壊	人	
住家被害	一部破損	棟	
住家被害	一部破損	世帯	
住家被害	一部破損	人	
住家被害	床上浸水	棟	
住家被害	床上浸水	世帯	
住家被害	床上浸水	人	
住家被害	床下浸水	棟	
住家被害	床下浸水	世帯	
住家被害	床下浸水	人	
非住家	公共建物	棟	
非住家	その他	棟	

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
その他	田	冠水	ha	
その他	畑	流失・埋没	ha	
その他	畑	冠水	ha	
その他		文教施設	箇所	
その他		病院	箇所	
その他		道路	箇所	
その他		橋りょう	箇所	
その他		河川	箇所	
その他		砂防	箇所	
その他		清掃施設	箇所	
その他		がけ崩れ	箇所	
その他		鉄道不通	箇所	
その他		被害船舶	隻	
その他		水道	戸	
その他		電話	回線	
その他		電気	戸	
その他		ガス	戸	
その他		ブロック塀等	箇所	
その他				
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生		建物	件	
火災発生		危険物	件	
火災発生		その他	件	

<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>被　害</td><td rowspan="9">災害対策本部等の設置状況</td><td rowspan="2">県</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">市町村</td><td colspan="2" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">計</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被　害　総　額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

※被害額は省略することができる。

【様式３　被害状況即報続紙】

市町村名		第　報続紙　　月　　日　　時現在

被害の区分	被害発生地区	数（名称）

応急対策の実施状況
救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他

【様式４　被害確定報告】

報告機関	
災害名・確定日	月　日　時確定
報告者名	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
その他	田 流失・埋没	ha	
	田 冠水	ha	
	畑 流失・埋没	ha	
	畑 冠水	ha	
	文教施設	箇所	
	病院	箇所	
	道路	箇所	
	橋りょう	箇所	
	河川	箇所	
	砂防	箇所	
	清掃施設	箇所	
	がけ崩れ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	被害船舶	隻	
	水道	戸	
	電話	回線	
	電気	戸	
	ガス	戸	
	ブロック塀等	箇所	

区分			被害
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="9">災害対策本部等の設置状況</td><td rowspan="2">県</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">市町村</td><td colspan="2" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="5">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被　害　総　額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告・指示の状況）</td></tr>
</table>

【様式５　被害確定報告続紙】

市町村名		月　　　日　　　時確定

被害の区分	被害発生地区	数（名称）

応急対策の実施状況
救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他

６－２ 救急・救助事故報告様式

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

発生場所			
発生日時 （覚知日）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者　（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救助者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第１報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

６－３ 火災報告様式

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時分） 月　日　時分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建物面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟　計　棟 部分焼　棟 ぼや　棟	焼損面積	建物焼損面積　㎡ 建焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

注）第１報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば 足りること。）

６－４　特定事故報告様式

【特定事故即報】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　報

事故名
- １ 危険物等に係る事故
- ２ 原子力災害
- ３ その他

報告日時	年　月　日　時
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

事故種別	１ 火災　２ 爆発　３ 漏えい　４ その他（　　　）				
発生場所					
事業所名					
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分		
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	１危険物　２指定可燃物　３高圧ガス ４可燃性ガス　５毒劇物　６ＲＩ ７その他（　　　）	物質名			
施設の区分	１ 危険物施設　２ 高危混在施設　３ 高圧ガス施設　４ その他				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢）　人　負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）				
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災	人	
			共同防災	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

注）第１報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば 足りること。）

6－5　火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準

区分	基　　準
火災等即報	**1 交通機関の火災** ア 交通機関の火災 航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ① 航空機火災　② トンネル内車両火災　③ 列車火災 **2 危険物等に係る事故** ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵しまたは取扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ① 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの ② 負傷者が５名以上発生したもの イ 危険物等を貯蔵しまたは取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ウ 危険物等を貯蔵しまたは取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等を要するもの ② 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 エ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの オ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災 **3 原子力災害等** ア 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの イ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの **4 ホテル、病院、大規模店舗、遊技場において発生した火災** **5 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）**
救急・救助事故即報	**1 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの** ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 大規模店舗、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

６－６　自衛隊災害派遣要求様式

年　　月　　日

群馬県知事　様

甘楽町長　　　　　　印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第６８条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

1　災害情況及び派遣を要請する理由

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

4　その他参考となるべき事項

例）・必要な車両、航空機、資機材

・必要な人員

・連絡場所及び連絡責任者

6－7 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

【緊急通行車両使用申出書】

年　月　日 緊急通行車両使用申出書 様 申出者（住所又は所在地） （氏名又は団体名） （電話番号）		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

【緊急通行車両確認証明書】

第　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事　印 公安委員会　印			
車両の登録番号			
車両の用途（緊急輸送にあっては輸送人員又は品名）			
使用者	住所又は所在		
	氏名又は団体		
	電話番号		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

【標章】

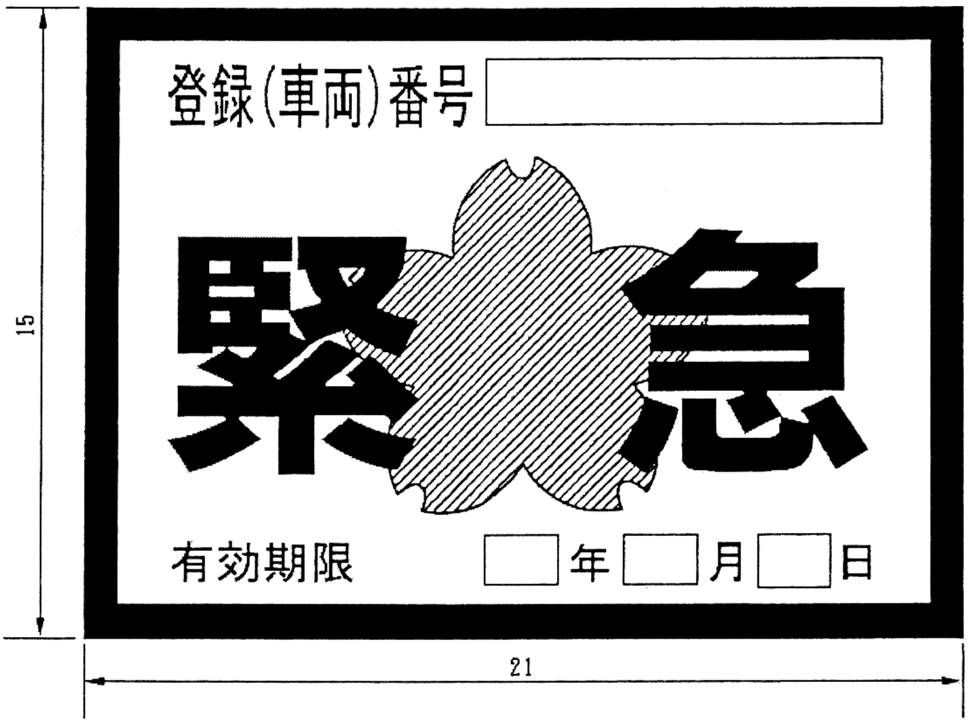

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

　　２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する 措置を施すものとする。

　　３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【確認処理簿】

緊急通行車両確認処理簿

受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

６－８　避難者名簿

避難者名簿（様式例）

避難所の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	（フリガナ） 氏　　名	性別	年齢	住所･電話番号 （同一世帯の場合は一括記入）	心身の状況 （傷害、疾病等）	自宅の状況 （全壊、半壊、一部破損、断水、停電、ガス停止、電話不通等）	入所日	退所日	その他 特記事項

6－9 り災証明書

り 災 証 明 書

年 月 日

甘楽町長 様

（申請者） 住 所

氏 名 ㊞

電 話 （ ）

現在の連絡先 （ ）

下記のとおりり災しましたので、証明願います。

被害物件	所 在 地	群馬県甘楽郡甘楽町大字
	所 有 者	
	□ 住宅 □ 倉庫・物置 □ 車庫 □ その他（ ）	
被害程度	□ 全 壊 □ 大規模半壊（ ） □ 半 壊（ ） □ 一部損壊（ ） □ その他（ ）	
被害原因		

参考資料（見積書写し・写真等）添付

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

甘楽町長 印